

香港・マカオ・広東日本研究大学联合会則

第一章 総則

第1条 (名称)

本会は、香港・マカオ・広東日本研究大学聯合

(英文：The University Alliance for Japanese Studies in Hong Kong, Macau
and Guang Dong Province

中文：港澳粵日本研究大學聯合會

略称：“大学聯合”とする。

第2条 (目的)

本会は、広東言語圏を中心とした香港・マカオ・広東地域における日本語教育・日本研究の諸学問分野の研究を促進し、香港・マカオ・広東地域の大学間の学術及び教育活動の共有、協力、参加に資すると共に、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

1. 大会 (年1回)
2. 会員の個人研究又は共同研究を促進させる為の活動部会
3. 学会誌及び会報等の発行
4. 各大学の大学生、大学院生間の交流活動
5. 各地域の高校生、大学生への各大学の情報の発信
6. 会員名簿及びホームページ作成とその管理
7. 会員相互間の親睦を図るための事業
8. 産学協同の活動
9. その他の必要な事業

第二章 会員

第4条 (会員構成)

1. 本会の会員は、一般会員、準会員、名誉会員及び賛助会員からなるものとする。
2. 一般会員は、香港・マカオ・広東地域の大学 (社会人教育を目的とした所謂校外課程部も含む) で日本語教育・日本研究に携わっている常勤及

- び非常勤教員で、所定の手続きを経て、本会に登録された者とする。
3. 準会員は、香港・マカオ・広東地域で日本語教育・日本研究に携わっている上項2以外の常勤及び非常勤教員、並びに教育機関で、所定の手続きを経て、本会に登録された者とする。
 4. 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、本会のために財政的援助を与えることを主眼とした個人・団体等で、所定の手続きを経て、本会に登録された者とする。
 5. 名誉会員は、本会の設立や発展に特に貢献した会員につき、理事会の議を経て特に任命するものとする。その任命は、直近の総会で承認を得ることとする。第5条の以下にある「一般会員」は「一般会員及び名誉会員」と読み替えるものとする。

第5条（会員の権利義務）

1. 会員は、学会誌等本会が発行する印刷物を受け取ることができる。
2. 一般会員及び準会員は、大会等で研究発表することができ、学会誌に投稿することができる。また、本会が主催する各種行事に参加することができる。
3. 一般会員及び準会員は、第21条による細則に定める会費を定められた日までに支払わなければならない。

第6条（会員資格の喪失）

1. 会員に会費の滞納、非行等、本会の名誉を毀損するような事由がある場合は、理事会の3分の2以上の多数により、会員を除名することができる。
2. 会員は、事務局に対して書面で申し出ることによって、いつでも本会より退会することができる。

第三章 役員・役職

第7条（役員構成）

1. 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 次期会長 1名
 - (3) 副会長 若干名
 - (4) 理事 大学聯合に参加する大学数を人数の上限とする
 - (5) 監事 2名

2. 本会に必要な応じて次の役職をおくことができる。
 - (1) 名誉顧問 若干名
 - (2) 名誉会長 若干名

第8条（会長）

1. 会長は、本会を代表し、会務を総統括し、且つ、総会及び理事会の議長となる。但し、会長は、その指名する者を総会及び理事会の議長とすることができる。
2. 会長は、その候補者を理事会の選挙で選出したうえで、総会において選任する。
3. 前年度及び当該年度で理事でないものは会長となることはできない。
4. 会長は、任期終了後の翌年は理事として留任する。
5. 会長候補者は、自薦・他薦を問わず、総会の1ヶ月前までに事務局に対して書面で届出るものとする。
6. 会長の任期は1年とし、重任はできなく、常勤教員の一般会員が所属する大学の持回りを原則とする。なお、理事会は、その選挙の当日において満65歳以上の者を会長候補者とすることができない。

第8-2条（次期会長）

1. 次期会長は、次期会長候補者として会長を補佐する。
2. 次期会長は、その候補者を理事会の選挙で選出したうえで、総会において選任する。
3. 前年度及び当該年度で理事でないものは次期会長となることはできない。
4. 次期会長候補者は、自薦・他薦を問わず、総会の1ヶ月前までに事務局に対して書面で届出るものとする。
5. 理事会は、その選挙の当日において満65歳以上の者を次期会長候補者とすることができない。

第9条（副会長）

1. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他の理由により会務が遂行できないと会長から理事会に申出があった場合又は理事会が過半数で決議した場合は、会務を代行する。
2. 副会長は、理事の中から会長の推薦により、総会の承認を経て、会長が委嘱する。
3. 副会長の任期は1年とし、重任はできない。なお、会長は、満65歳以上の者を副会長として推薦することができない。

第10条（理事）

1. 理事は、会長・副会長選出大学以外の一般会員が所属する香港・マカオ・広東地域の各大学から候補者を出す。一般会員の中から候補者についての理事会の議を経て、総会において選任する。
2. 理事になろうとする一般会員は、理事会に対して理事候補対象者として推薦することを求めることができる。
3. 理事が辞任、事故その他の理由によりその職務が遂行できない場合は、会長がその理事の職務を代行する。
4. 理事の任期は1年として、重任を妨げない。

第11条（監事）

1. 監事は、その候補者についての理事会の議を経て、総会において選任する。
2. 監事は理事を兼ねることができない。
3. 監事の任期は2年とし、重任を妨げない。
4. 監事は本会の会計監査にあたる。

第12条（名誉顧問）

1. 本会は、顧問を置くことができる。
2. 顧問は、本会に功労のあった者及び功労があると期待される者で、会長の推薦によって、理事会において承認された者とする。

第13条（役員・役職の辞任）

1. 役員・役職は、理事会に対して書面で申し出ること、いつでもその役を辞任することができる。

第14条（欠員の補充）

1. 役員が欠員となった場合は、1ヶ月以内に理事会の議を経て、これを臨時に補充するものとする。なお、補充された役員の任期は、前任者の残余期間の末日までとする。
2. 臨時に補充された役員は、直近の総会で承認を得ることとする。

第四章 機関

第15条（理事会）

1. 理事会は、会長及び副会長並びに理事（以下、「理事ら」という）によって構成される。
2. 理事会は、会長が必要に応じて招集し、会務全般に関わる事項を審議決定する最高機関とする。
3. 会長は、必要に応じてメールを用いた理事会を開催することができる。この場合は、メールの返信を以って理事の出席とする。
4. 理事会は、委任状を含めた理事らの過半数の出席をもって開催することができる。委任条件等は細則で定める。
5. 理事会の議事は、議長を除く出席者理事らの過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決する。監事は、理事会から求められたときは、理事会に出席しなければならない。

第16条（総会）

1. 総会は、一般会員によって構成される。
2. 総会は、毎年会長が招集し、役員を選出、予算・決算及びその他の重要事項を審議決定する。
3. 総会の議事は、この会則に特別の定めがあるほかは、議長を除く出席一般会員（委任出席も含む）の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。
4. 総会の審議及び決議は、会長の判断でメールを利用した審議及び決議に変えることができる。
5. 出席の委任を受ける受任者は一般会員に限られ、最大2名までの委任を受けることができる。
6. 会長は、必要に応じて、理事会の議を経て、臨時総会を招集することができる。
7. 理事3名を含む一般会員10名以上の連署による請求があるときは、会長が請求を受けてから1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。
8. 前記記載の請求があるも1ヶ月以内に臨時総会が招集されなかった場合には、請求者ら全員の名で臨時総会を招集することができる。

第五章 学術部会

第17条（学術部会）

1. 本会に学術部会を必要に応じて置くことができる。
2. 学術部会は、本会に参加する一般会員及び準会員から構成され、部会長はメンバーの互選により決定する。
3. 学術部会の設立は、理事会に設立趣意書を提出して、その承認を得る必要がある。
4. 学術部会の解散は、理事会に学術部会解散報告書を提出することで、解散できる。
5. 学術部会の種類は、大学聯合設立の趣旨に反しない限り、制限はない。

第六章 事務局

第18条（事務局の構成）

1. 事務局は、事務局長及び副事務局長と事務局員で構成されるものとする。
2. 事務局長及び副事務局長は、理事会の議を経て、会長が理事の中から選任する。
3. 事務局長は、会員名簿及び総会の企画並びに会員相互間の親睦を図るための事業の運営の管理及び本会の事務を総括する。
4. 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があった場合は、本会の事務を代行する。事務局員は、事務局長の命を受け、事務局内の事務全般を担当する。
5. 事務局長及び副事務局長は、任期を1年とし、重任を妨げない。なお、事務局長及び副事務局長は、その就任の日に満65歳未満の者でなければならない。
6. 事務局は、参加各大学且会員間の情報交換の仲介並びにホームページの作成、管理等の広報活動及び必要な金銭の授受を理事会の承認の下に行う。
7. 事務局員は、会長が委嘱する。
8. 事務局員は、任期を2年とし、重任を妨げない。

第19条（事務局の所在地）

1. 事務局は、理事会において決定する場所に、これを設置する。
2. 事務局の所在地を変更した場合は、総会に報告して、その承認を受けなければならない。

第七章 会計

第20条（事業年度等）

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
2. 本会の予算は、理事会の議を経て、総会において審議・決議する。
3. 本会の決算は、監事の監査の下に、理事会の議を経て、総会において承認する。

第八章 附則

第21条（細則）

会則を施行するために必要な細則は、理事会の議を経て、会長が定める。

第22条（会則の変更）

会則は、理事会の議を経て、総会において、一般会員総数の5分の1以上にして出席会員（委任出席を含む）の4分の3以上の賛成があった場合に限って、これを変更することができる。

付則 本会則は、2009年11月7日より施行する。

付則 本改訂会則は、2012年10月28日の大会決議を経て、即日施行する。

香港・マカオ・広東日本研究大学聯合 会則施行細則

第1条（会員資格の取得）

会則第4条2項、3項、4項に定める所定の手続きとは、以下のとおりとする。

1. 本会の会員資格の取得を希望する者は、所定の会員資格取得申請書に記入して、会費と共に事務局長に提出する。
2. 事務局長は、会員資格取得申請書を受理した場合に、速やかに会長に報告しなければならない。
3. 会長は、本会の会員に著しく不適切と判断しない限りは、その申請を認めなければならない。
4. 事務局長は、会長の承認を受けて、申請人を本会に会員として登録する。

第2条（会費）

会則第5条3項に定める会費等は、以下のとおりとする。

- | | |
|---------|--------------------|
| 1. 一般会員 | 年額 HK\$100 |
| 2. 準会員 | 年額 HK\$100 |
| 3. 賛助会員 | 一口 HK\$3000（原則として） |

付則 本施行細則は、2009年11月7日より施行する。

香港・マカオ・広東日本研究大学聯合 設立趣意書

10年前の1998年に行なわれた国際交流基金の調査によれば、当時の香港で日本語教育を行っていた高等教育機関は7機関、教員総数45名、学生数2193名であり、マカオでの高等教育機関は2機関、教員総数13名、学生数240名であったのに対して、2006年の同じ調査結果では、香港地域の高等教育機関は13機関、教員総数77名、学生数4971名、マカオでの高等教育機関は2機関、教員総数49名、学生数540名と、いずれも2倍程度の増加に到っている。

今後この増加傾向は続くものと思われ、益々香港・マカオの高等教育機関で教鞭を取る日本語教師の果たす役割は重要なものとなることが予想される。従来は学術的人材が十分とはいえない状況であったが、近時の状況は、各大学内に文法研究、音韻音声研究、日本語教育研究、漢字教育研究、翻訳研究、文学研究などの人材が増えてきた。こうした人材が香港・マカオ・広東地域の日本語教育に有益に機能できるように、地域差を超えて大学間の学術、情報交流の促進と発展を図り、学術及び教育活動を共有し、協力し、共に参加できる環境が望まれている。又、香港・マカオ・広東地域は所謂広東語圏として共通の言語・文化基盤を持っており、他の地域とは異なった密接な交流・連携ができるものとする。更には、学術研究を本分とする高等教育機関の教師が共同で、シンポジウム、学術研究会、報告会、講演会などを開催したり、紀要、論文集を作成したりしたい。並びに、この聯合を機会に、各大学の大学生、大学院生間の交流を促進し、個々の学生への大学情報の発信源になったり、産学協同の活動の拠点になったりすることも希望している。

こうした大学聯合の活動が、香港・マカオ・広東地域の日本語教育・日本研究全般への貢献がより大きなものになると確信している。

我々は、この香港・マカオ・広東地域の大学聯合を通して、お互いに切磋琢磨をし、自らの専門分野での研究をより進化させようと願っているものである。

根據十年前即1998年國際交流基金的調查，當時香港進行日語教育的高等教育機構有7個，教師總45名，學生2193名，澳門則有高等教育機構2個，教師13名，學生240名。與此相比，2006年的調查顯示，香港地區有高等教育機構13個，教師77名，學生4971名，澳門則有高等教育機構2個，教師49名，學生540名，都增加了大約一倍。

考慮到這種增加的趨勢還將繼續，在香港、澳門的高等教育機構執教的日語教師將發揮重要作用。歷來，學術人才的都不充足。但近幾年來，各大學從事語法研究、音韻音聲研究、日語教育研究、漢字教育研究、翻譯研究、文學研究的人才

不斷增加。為了使這些人才對香港、澳門及廣東地區的日語教育發揮有益的作用，大家都希望能有一個可以共同參與、合作的環境，以促進和發展跨地區的大學間的學術、資訊交流。加之香港、澳門及廣東地區與其他地區不同，同屬粵語語言圈，有著共同的語言文化基礎，相互之間關係密切、交流頻繁。這樣，以學術研究為本分的高等教育機構的老師們共同舉辦一些研討會、學術研究會、報告會、演講會，出版一些紀要、論文集，就成為人們共同的願望。同時，也可借成立聯合會這個機會，促進各大學大學生、研究生之間的交流，傳播大學的相關資訊，促進產學協同活動的發展。

我們相信，這次大學聯合會的成立活動，一定會對香港、澳門及廣東地區的日語教育和日語研究做出大的貢獻。

我們希望通過這次香港、澳門、廣東地區的大學聯合，大家互相切磋學問，各自的專業領域研究能更進一步。